２０１１年７月８日発行

村尾光子の

下野市議会報告（第23号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

H23年第2回定例会(6月1日～16日)の報告です。

《審議事項》

○諮問
・人権擁護委員候補者の推薦同意
（海老原冨美男氏）

○専決処分事件の承認2件
・市国民健康保険条例の一部改正
・H23年度一般会計補正予算（第1号）

○報告7件
・H22年度会計の繰越計算書
（事故繰越し2件、繰越明許5件）

○補正予算2件
・一般会計(第2号、第3号)

○条例制定1件
・東日本大震災に対処するための職員の勤務時間等に関する特例条例

○条例改正2件
・職員の勤務時間等に関する条例一部改正
・市税条例一部改正

〇市町合併に伴う一部事務組合等の規約改正3件

○請願1件
・「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

○意見書提出1件
上記の請願採択の結果、意見書提出

■一般質問：９議員が行いました。

暑さが本格的になりました。
皆様、体調はいかがですか？

広域にわたり甚大な被害をもたらした巨大災害の後なのに、国政を担う政治家達は一体何をしているのか？主導権争いはさておいて、先ずは国民の日々の生活を立て直すことが急務ではないか。

与野党ともに多くの不信感を集めている。日本の先行きはどうなるのか、誰に託せば良いのか･･･。

自然災害の少ない地域に住む私たち市民も行政も東日本大震災を経験して、防災への関心が高まっていると感じます。この際、これまでの防災･災害対策を総点検し安全確保策を充実させるべきと思います。という訳で、今号は細かすぎるきらいもありますが、災害･防災特集です。

暑気払いと議会報告＆懇談会

７月２４日（日） 午後３時～６時
グリーンタウン･コミュニティセンター 第１研修室
持ち寄り歓迎

テーマ：どうする、自主防災組織
報告：村尾 *どなたでも気軽にお出かけください*

■国民健康保険
出産一時金の額 39 万円を恒久化

健康保険法施行令改正により、H23 年 3 月 31 日までとしていた出産一時金 39 万円を 4 月 1 日以降も継続。
産科医療補償制度加算対象となる場合は 42 万円。

■市税条例改正

東日本大震災被災者等の負担軽減のため、4 月 27 日に地方税法が改正されたことによる。

【改正点】

1．雑損控除額などの特例

震災により住宅や家財などに生じた損失について、その損失分を H22 年分または H23 年分のいずれかを選択して総所得金額から雑損控除を受けられる。

> 《雑損控除》
> 資産の所有者：納税者或いは納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額が 38 万円以下の者
> 対象資産：生活に通常必要な住宅、家具、衣類など。事業用資産や別荘、書画、骨董、貴金属等で 1 個または 1 組の価格が 30 万円を超えるものは対象外。

2．住宅ローン減税

住宅ローン減税を受けていた住宅が震災により居住できなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間も税額控除が受けられる。

3．固定資産税の特例

住宅用地の特例を受けていた土地で、震災により居住用家屋が滅失・損壊し、住宅用地として使用できないと市長が認めた場合、H24 年度から H33 年度までの 10 年間、住宅用地特例の適用が受けられる。申告が必要。

［半壊以上の家屋については、市税減免規則により固定資産税・都市計画税の減免がある］

■東日本大震災に対処する
職員のボランティア休暇は 7 日間まで

東日本大震災の被災地、又は被災者を受け入れている地域で支援活動を行う場合のボランティア休暇は上限 7 日間とする（通常は 5 日間）。H23 年 12 月 31 日までの特例条例、この条例制定前の休暇取得者は 2 名。

■職員の病気休暇は連続して 90 日までとする。

特別休暇（特別な事由により勤務しないことが相当な場合）に次の場合を加える

- 災害により職員の現住居が滅失・損傷した場合、復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- 同一世帯に属する者の生活に必要な水・食料等が著しく不足している場合、それらを確保するとき
- 交通機関の事故等に際して、身体の危険を回避する場合

■一般会計補正予算（第 1 ～ 3 号）
殆どが災害復旧対策のため、3 回にわたる補正総額は 1 億 6764 万円

【歳入】

○国庫補助金（公立学校災害復旧事業）	3,533 万円
○　〃　（水産業強化対策整備交付金）	712 万円
○県負担金（災害弔慰金）	185 万円
○県補助金（被災住宅再建支援）	4.5 万円
○　〃　（農業緊急支援資金利子補給）	3.9 万円
○寄附金（とちまる募金・ﾃﾞｨｰﾂﾍﾙﾂﾀｰﾙから）	265 万円
○財政調整基金繰入金	3,236 万円
○合併特例債	1660 万円
○災害復旧債	7,160 万円

（都市公園 120、農業用施設 100、児童館 600、保育園 100、農業用水施設 370、小中学校 2700、文化財 140、体育施設 520、庁舎 640、ｺﾐｾﾝ 120、駐輪場 200、戦没者慰霊塔 40、ふれあい館 1390）

※災害復旧債：元利償還の 47.5 ％が交付税算入

【歳出】主なもの

○震災に係る人的支援派遣旅費	74 万円
㊟災害弔慰金（死亡者 1 名）	250 万円
㊟災害支援金（被災地支援物資・運搬費用）	330 万円
○地域ｲﾝﾄﾗﾈｯﾄ・防災情報伝達ｼｽﾃﾑ用蓄電池（性能 4Kwh、3 時間、3 庁舎に配置）	1,750 万円
○鬼怒川西部土地改良区災害復旧補助	100 万円
○農業緊急支援利子補給事業	7.8 万円
○県漁業協同組合補助金（むなせ川土地改良区域内 1.1ha にアユ種苗生産施設整備）	705 万円
○災害備蓄品（保存水・発電機・投光器等）	322 万円
○避難所案内標識設置	147 万円
○防災ガイドブック外国語版作成	157 万円
○都市公園災害復旧工事（公園灯修繕、蔓巻公園四阿修繕）	129 万円
○南河内児童館修繕工事	609 万円
○しば保育園修繕工事	105 万円
○こばと園修繕	30 万円
○ふれあい館プール棟落下物撤去・災害調査復旧計画・設計（幕天井を検討）	1,390 万円
○三昧場ため池護岸修繕	370 万円
○石橋小体育館復旧設計・工事	1,550 万円
○国分寺中体育館復旧設計・工事（天井ﾊﾟﾈﾙは貼らず塗装のみ）	4,550 万円
○南河内中体育館復旧工事	100 万円
○別処山民俗資料館耐震診断・安全対策	141 万円
○南河内体育センター調査・設計・安全対策	520 万円
○石橋公民館・国分寺公民館修繕	78 万円
○国分寺庁舎・石橋庁舎修繕	650 万円
○南河内庁舎移転（市民課・農政は南河内図書館 2 階へ、建設関係は水道・下水道庁舎へ移転）	1,983 万円
○石橋駅前コミセン修繕	129 万円
○小金井駅東駐輪場修繕設計・工事	203 万円
○忠魂費・灯籠修繕	48 万円

東日本大震災による市公共施設の被害総額は、今後予定しているふれあい館、下野薬師寺回廊の修繕工事を含め約3億2千万円(市長、吉田議員一般質問への答弁)。更に加えて南河内体育センター修繕工事が必要。

㊟亡くなった市民親族への弔慰金伝達と宮城県亘理町への継続的物資支援

弔慰金：本年3月に自治医科大学看護学部を卒業した女性が、宮城県亘理町の実家に帰省中に津波にのまれ亡くなった。4月から埼玉県さいたま市内にて就職することになっており、3月7日付けで下野市からさいたま市への転出届が出されていた。さいたま市への転入届(2週間以内に届ける)が未提出のまま死亡が確認されたので、5月6日に転出届は取り消された。下野市民として亡くなられたことになる。

災害弔慰金250万円(国1/2•県1/4•市1/4)は、実家が被災し家族全員死亡したため、隣接の岩沼市居住の親族に伝達される。

災害弔慰金支給法、同法施行令に基づく市災害弔慰金支給に関する条例による。

物資支援：これを機に、亘理町に物資支援を問い合わせたところ以下の希望品目が示された。

ｼﾙﾊﾞｰｶｰ10台、レトルト食品3,000個、
液体洗剤500個、Tシャツ500着

継続的な支援の観点から上記を3回届ける。

以上の費用は本会議最終日に追加議案一般会計補正予算(第3号)として提案され、全会一致で可決した。

被災地の報道に触れるたびにいたたまれず、私たちが力になれることはないか、との思いにかられる。

不運にも帰省中に津波の犠牲となられた自治医大看護学部卒業生には心からお悔やみ申し上げます。

このことを被災地との縁として、支援できることにほっとする思いがある。だが、自治体の公金支出のあり方として、気になる。

《地方自治法》要約

第2条第2項:普通公共団体は地域における事務、その他の法律•政令で規定された事務を処理する。

第232条第2項:普通公共団体は、当該団体の事務を処理するために必要な経費、その他の法律などにより当該公共団体の負担に属する経費を支弁する。

県や市町村が支出できるのは、その地域住民のためということ。「今回は非常事態、可能な限りは何でもしたい」と人道的に思う。しかし、「超法規的に」ではなく、法に則った形で気持ちよく支援したい。

2つの方策を提案した。①亘理町と「災害時相互支援協定」を締結する。その結果、市としての支出事由が成立する。②行政と市民とで「亘理町を支援する会」等の組織を作り、その団体への補助金交付とする。物資提供やボランティア派遣の下野市民の窓口にもなり得る。市民の災害支援活動への助成金という形だ。

「先ずは訪問し現地の状況を見て、必要あれば市民の協力をお願いする」(市長、6月6日全員協議会)とのこと。

もう一つ、気になることがある。

市の公設避難所は利用者がないことから閉鎖した。しかし、親戚など縁者を頼って避難してきた「在宅避難者」の方々で、市に登録しているのは45世帯、101人。地震•津波•原発と避難の理由は様々だ。下野市は、市内民間住宅に避難されている方々への検診や予防接種、就園•就学、入浴券配布など行っているが、生活物資支援には対応できていない。なのに、なぜ亘理町への支援なのか。

ある避難者の「避難者同士、同郷の人たちと情報交換したい」との呼びかけに市が協力して、このほど交流会が開かれ、市からの施策説明もあった。また、市民ボランティアにより避難者のための茶話会も実施されている。

不自由な生活の中でも、何と言っても郷里の情報が欲しいし、同郷の方々同士が繋がりたいのだと感じた。

身近なところでも支援できたらと思う。

～弔慰金伝達と亘理町支援物資伝達報告～

(6月29日、議員全員協議会)

6月23日、市長•職員総勢10名で弔慰金と第1回目の物資を届けた。

1.弔慰金等：弔慰金250万円、日赤義援金35万円
とちまる募金義援金25万円
親族4名と面会し、目録を伝達

2.亘理町支援物資：避難所に届け、斎藤邦男町長と面談。被災状況と復興の現状についての説明を受けた

避難者数：震災直後は6避難所に6,155人
6月22日現在、1避難所に118人
死者255人、行方不明7人、負傷者44人
家屋被害：全壊•大規模半壊2,601棟
半壊•一部損壊1,478棟
＊応急仮設住宅900戸完成、7月上旬164戸完成
浸水面積：約35Km²(町域の47.8％)
農地被害：2,265ha
漁業関連施設は壊滅的被害(漁船82艘が流失)

今後、継続して連絡を取り合い必要に応じて支援し、災害相互応援協定の締結に向けて進めることを確認した。 期待した方向に向かって良かった!!

亘理町概要(H23.4.30現在)
宮城県南部、太平洋に面し隣接自治体は山元町•角田市•岩沼市、阿武隈川河口に位置する。農業田園都市、イチゴは東北一、リンゴは宮城県一の生産量
人口：34,832人、世帯：11,343世帯(H23.4.30)
一般会計予算規模：約90億円(H22年度当初)



村尾光子の

一般質問

東日本大震災後だけに、7議員が災害対策について質した。今回は53分消化、今年の残りは63分。





災害対策・防災対策の充実を求める

この度の東日本大震災は激甚被災地域に比較すると軽度であったとはいえ、下野市にも被害をもたらし、市民も行政もかつてない経験を強いられた。これを教訓として、本市の災害・防災対策の充実を求めた。

(1) 地域防災計画に掲げた「主な取り組み内容」の実施状況はどうか。東日本大震災を経て、見直す点は何か。市総合防災訓練は実効性があったか。

【広瀬市長】 災害対策本部設置後、これまで約20回の会議を開催した。地震による被害状況調査(公共施設)、一時避難所、被害家屋調査、原発による県外避難者への対応、東電による計画停電の対策を講じた。現在も個別検証を実施している。

市地域防災計画には放射能・停電時・避難者への対応が抜けていた。国・県の防災計画見直しに合わせて修正する。

市総合防災訓練は、市民の防災意識の高揚を図り、関係機関・協力団体との協力体制確立を目的に毎年実施している。災害対策本部と消防団など関係機関・職員間の指示・連絡については実効性があったが、市からの情報が市民へ的確に届かなかった問題があり、訓練の見直し等も含め、今後の検討課題だ。

《下野市地域防災計画》H19年3月作成
第1編 総則　第2編 風水害対策編
第3編 震災対策　第4編 資料編　から成る。
第1編第4節　市の災害対策の課題と目指す方向
2．主な取組み内容
(1) 市民の防災意識の向上
(2) 緊急連絡体制の整備
(3) 新庁舎への移行までの対応
(4) 物資備蓄体制の強化
(5) 災害時要援護者に配慮した防災対策
(6) 大規模災害に対応できる防災体制の充実
(7) 洪水ハザードマップ・地震防災マップの作成
についてそれぞれ取組むべき方向性が示してある。

質問趣旨は、先ずは、計画に示した各項目についてこれまでどのように実施してきたかであったが、答弁は、この度の震災後どうしたかであった。計画通りに推進していれば、もっと違った態勢で臨めたのではないか。計画策定が目的ではない。策定以来4年が経過している。

(再質問) 国・県に合わせると、見直し時期はいつか。市として独自に盛り込まねばならない部分もある。できるところから見直し作業に着手すべきだ。

【伊沢市民生活部長】 現在、既に準備を進めている。報道では、放射能関係については県では秋頃には方向性が出るようだ。

(再質問) これまでの防災訓練は形骸化しており、市民の参加は少なく限られた人たちだった。もっと工夫を

【伊沢市民生活部長】 確かに形骸化しつつあった。H25年度に予定されていた下野市を会場とした県防災訓練は、この度の震災により26年度に伸びた。これらも考えて、今後は市民を巻き込んだ防災訓練として進める。

(2) 市防災会議及び災害対策本部に女性の参画を求める。会議のホームページ上での公開はできないか。

【広瀬市長】防災会議委員は市防災会議条例により関係団体役職者と市長が必要と認める者、計20名で構成する。

災害対策本部の本部員は災害対策本部条例に基づき地域防災計画において市長・副市長・教育長・部長級職員で構成すると規定している。

県内他自治体の事例を参考に、女性の参画、会議の公開についても検討する。



役職者で構成する組織は、残念ながら女性の割合が少ないのが現実だ。現在の市防災会議・災害対策本部では皆無!! 災害時だからこそ生活者視点の気配りが必要な場合もある。乳幼児や要介護の方、女性への配慮は特に必要だ。

外国の報道では、被災者達の落ち着いた秩序ある行動が賞賛されたが、支援活動で現地入りした方からは略奪や避難所でのセクハラも起きているとの報告を聞いた。

被災者への物資支援、避難所運営などには女性の視点が不可欠だろう。"市長が認める者"の枠活用を！

(3) 地域の自主防災組織の組織率はどうか。組織化に向けてどのような働きかけを行ってきたか。防災ガイドブックを配布したのみでは自治会等は自主防災組織として活動しない。

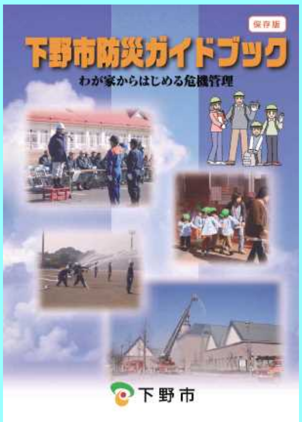
【広瀬市長】 積極的な働きかけは行ってこなかった。現在活動している団体は女性防火クラブのみだ。

今回の震災で、市民との連携の必要性を痛感した。自治会長ハンドブックや自主防災組織の手引きを作成する。総合計画後期基本計画にも自主防災組織の組織化を位置付けて取り組む。



(再質問) 市内146自治会のうち、自主防災組織として活動している自治会数は

【伊沢市民生活部長】 把握していない。



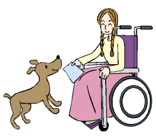
　H19年10月に市防災ガイドブックが各世帯に配布された。家庭での安全対策や地域防災組織の活動例も紹介されている。
　だが、市民は3年以上も前に配布されたものを、覚えているだろうか？
　自治会活動が煩わしいと感じる市民が増加している昨今、一度配布された「下野市防災ガイドブック」のみで、自治会が自主防災組織として活動するとは思えない。繰り返しての働きかけが必要だ。今まで何もしていなかったとは・・・！！

⑷ 要援護者の安否確認は民生委員に委ねられているが、民生委員自身が被災したときには活動できず、対象者が多数の場合には1人では確認が困難などの課題がある。補助員配置や自主防災組織・自治会と要援護者情報を共有する必要がある。
**　災害時要援護者対応マニュアルは作成されているのか。**

【広瀬市長】 今回の震災では翌朝に安否確認を依頼し、同日午後２時には全員の確認が完了した。
　確認作業は、まず民生委員自身の安全確保の上で、過度の負担にならない範囲で要援護者の安否確認をお願いしている。担当民生委員が長期不在となる場合は隣接の民生委員が日常業務を代行し、緊急の場合は職員が対応する。今回の経験を踏まえ、通信手段が遮断された場合の方法など体制の見直しをしている。



　要援護者情報の共有化はプライバシーの問題から、慎重に対応すべきだ。



　災害時要援護者対応マニュアルは H21 年１月に策定した。更に迅速に対応できるよう、地域防災計画に連動して見直す。

(再質問) 災害時要援護者情報は個人情報保護という難しい側面があるが、3年前にも提案したように、当事者の手上げ方式や自治会・自主防災組織と守秘の協定を結ぶなど、情報共有化の方策はある。より具体的に研究して欲しい。

【田中健康福祉部長】 県外例も十分に研究し、検討する。

(再質問) 要援護者対応マニュアルの見直しには避難支援プランも含まれているのか。

【田中健康福祉部長】 マニュアルには避難支援プランも併記されているので、今後検討する。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」から抜粋
（H18 年 3 月総務省消防庁）
　避難支援プランは全体計画と個別計画で構成される。

全体計画： 災害時要援護者支援に係る市の全体的な考え方を示す。対象者の範囲、支援に係る自助・共助・公助の役割分担、支援体制(各部局・関係機関等の役割分担)等について明記。

個別計画： 要援護者一人ひとりに対する具体的計画。共有した要援護者情報を基に、要援護者本人も参加して、避難支援者(誰が)・避難所(どこに)・避難方法(どのように)について具体的に確認し、要援護者本人、避難支援者、要援護者が同意した者(消防団員・自主防災組織等）に配布する。

　地域での避難支援体制を構築するためには要援護者避難支援プラン(全体計画)は公表すべきではないか。策定過程でパブリックコメントを求めた自治体もある。市民との共通理解が必要なのだ。
　市地域防災計画に盛り込まれた災害時要援護者支援計画はあまりにも漠然としている。「災害時要援護者対応マニュアル」は全体的なものか一人ひとりの個別のものか、確認しなかった。避難支援は要援護者個別についても必要だ。そして、避難支援者と情報共有することも。
　「現在策定作業中の地域福祉計画の中でコミュニティが要援護者対応ができるような形になればよい」(田中健康福祉部長) と言っていたが、情報の共有化が前提となるのではないか。

⑸ 災害ボランティアセンターはどこが設置し運営するのか、明確にされたい。通常から災害ボランティアを養成し、予め登録する仕組みが必要ではないか。
**　市と社会福祉協議会との連携が希薄に思われる。特に災害時には最低限、情報の共有に努め、社協に期待する役割を明確にすべきではないか。**

【広瀬市長】 市地域防災計画は市が被災したことを前提に策定している。ボランティア活動の総合的窓口は社会福祉協議会に設置し、ボランティアニーズの把握に努める。災害ボランティアセンターは県社会福祉協議会と連携して設置場所を協議することになっている。
今回のような巨大災害時には、行政も社協を支援して対応せざるを得ない。災害ボランティアは時限的である。通常からの災害ボランティア養成や予め登録する仕組みは、今後社会福祉協議会で養成講座を実施する予定なので、市としても支援する。
　今回の震災では、社会福祉協議会で義援金や物資の受け入れを行い、市災害対策本部会議の中でも社協と十分協議し、さらに民生委員とも連帯・連携を図り、協力を得て対応した。連携が希薄とは考えていない。

【田中健康福祉部長】 社会福祉協議会の役目として、地域の人たちが住み慣れた町で安心して暮らせる福祉のまちづくりがあり、その役割には各種福祉サービスの相談活動、ボランティアや市民活動支援もある。現在、常設のボランティアセンターを設置し、コーディネーター２人を配置しており、行政は人件費を含めた支援を行っている。

災害時も同様だ。

今回の震災で他の災害ボランティアセンターは、(NPOもあるが)すべて社会福祉協議会が設置していた。

(再質問) 市広報臨時号「東日本大震災特集」(5月15日発行) ではボランティアの問い合わせ先は社会福祉課になっていた。どれほどの問い合わせがあり、どのように対処したのか。

【田中健康福祉部長】 あくまでも行政側の問い合わせ先であり、実際にあれば社会福祉協議会につなぐ。

今回はその例は把握していない。

今回の反省点を踏まえ、今後検討する。



市総合防災訓練にはボランティア団体として参加してきた。市行政はボランティアは社会福祉協議会や団体に任せておけばよいという姿勢のようだが、現実には、社会福祉協議会は災害ボランティアセンター設置・運営を任されて独自に進めるという認識はなかった。

地域防災計画の中ではボランティア担当は、風水害予防では社会福祉課が、風水害応急対策では総務企画部と健康福祉部が所管となっていたためと思われる。この点は行政と社協との協議・確認が必要ではないか。

本当に支援が必要な市民への支援策も具体的に考え、訓練しなければならない。今年の防災訓練時には聴覚障害者と関係者からその指摘もあった。地域防災計画を策定しただけではなく、施策実現のための活動や実効性ある訓練が必要だ。

この度の震災に関して、市社会福祉協議会が活動を始めたのは県社会福祉協議会からの要請を受けた後であったし、市民のボランティアニーズが担当者には迅速に的確に伝わらなかった。ボランティアセンターの大きな役割はボランティアの受け手と提供者の情報を把握しマッチングさせること、必要な人に必要な物資を提供することで、日頃からの体制づくりが不可欠と思う。

◆　◆　◆

社会福祉協議会は行政とは別な法人格を有し、私たち市民(事業者も含めて)会員で組織されている。もっと市民が主体的に運営に係わらなければならない組織の筈だ。だが、多くの市民は行政サービスと社協事業の区別がつかないのが現実だ。市からの委託事業があまりにも多いからではないか、と思う。

これまで社協理事会では社協のあり方について議論する場は殆ど無かった。地域福祉の面からも、私たち市民自らの組織として真剣に考えねばならない。反省を込めて。

社協会長が市長から民間人に交替してまだ 9 ヶ月、今後の新たな視点と変貌を期待したいし、私たち会員も関心を持って提言していきたいものだ。

(6) 災害時に備えて公文書管理は二重化すべきと考えるが、どのようになされているのか。

【広瀬市長】 下野市では住民記録・税情報など市民生活の根幹をなす情報は、高い安全性を備えた施設を持つ委託業者にて保管され、災害時に備えている。その他の公文書は、紙文書及び電子データ等により管理しており、ファイリングシステムと公文書管理システムを利用して、適切に管理・保存されている。

原本が電子的に作成された文書は、公文書管理システムのサーバー内で随時バックアップされ、二重化されている。しかし、全ての紙文書の二重化を行うには、保管スペースやセキュリティの点で、現行の施設・システムでの対応は困難だ。当面は現行体制で進める。今後は新庁舎建設に合わせて検討する。

テレビ報道で、津波被害にあった泥だらけの庁舎内で国庫補助申請の文書を探している様子を見た。探すだけでも大変な作業だが、泥をかぶった文書は再生できるのか？重要文書は早期に電子化して庁舎から離れた別な場所での保管が必要と思う。庁舎建設まで待たざるを得ないのか・・・。

(7) 県内自治体とは相互支援協定が締結されている。友好交流関係にある自治体など県外自治体とも締結されたい。

【広瀬市長】 災害時の相互応援、食料・生活必需品の確保等の協定は、県内 6 市 5 町及び 4 業者と締結している。今回は被害が広範に及んだためこの協定は活かされなかった。県外自治体との協定については、防災計画の見直しに合わせて検討する。

●災害時における備蓄品の共同利用に関する協定

(H18 年 3 月、下記 6 市 8 町が締結)

宇都宮市・鹿沼市・真岡市・さくら市・下野市・日光市
上三川町・上河内町・河内町・西方町・二宮町・芳賀町
壬生町・高根沢町

㊟市町村合併により、構成自治体が変わったか？

●災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定(H18 年 3 月、上記 6 市 8 町と下記事業者が締結)

・とちぎコープ生活協同組合

・KK 東武宇都宮百貨店　・KK 福田屋百貨店

●災害時における物資の供給に関する協定

(H19 年 2 月、下野市と下記事業者が締結)

・関東フーズサービス株式会社

●災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定

(H18 年 3 月、上記 6 市 8 町と下記事業者が締結)

・赤帽栃木県軽自動車運送協同組合

■現物備蓄の状況

乾パン 640 食・ローソク 1000 本・懐中電灯 30 本・毛布 920 枚・テント 3 張・担架 10 台・トイレ 5 個・浄水装置 1 個・被服 500 枚・医薬品 20 セット

―下野市地域防災計画から―

※市備蓄品は国分寺庁舎東隣の倉庫に保管。
石橋地区消防組合においても備蓄されている。

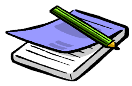
⑻ 市民に食糧･生活必需品等の備蓄状況を公表されたい。災害に備えて各世帯･各自治会は何を準備しておくべきか、再度周知されたい。

【広瀬市長】今回の震災で備蓄品を使用したので、補正予算を計上して補充する。飲料水 500ml 入りペットボトル 3,900 本、乾パン･おかゆ等の非常食 3,100 食、毛布 320 枚、発電機 10 基など。

各世帯･自治会が災害に備えて準備しておくべきものは、防災ガイドブックに掲載してあるが、改めて広報などでお知らせする。



傍聴感想



６月６日、平成２３年第２回下野市議会定例会、一般質問の後半日程を傍聴しました。自治会長として市の防災体制の指針を確認できればと思い足を運びました。防災体制を見直すとの行政側の回答だったが、震災から３ヶ月が過ぎようとしているにもかかわらず防災体制見直しの行程表、今後の市の防災体制のあるべき姿を描けていないのではないかと感じた。

そのほか傍聴して感じたことは、議員の質問の中には地元のかなり限定された要望を根拠にしていたように感じるものがあった。トリガー（きっかけ)は限定的な事柄から始まる場合もあろうが、議員は市民の代表であるのであれば、市全体としての視点から調査分析して、市民全体を考慮した提言（アイデア）になっているべきだろうと思った。調査分析の深みが見えなく、提言内容について進取究明は感じられなかった。

はたして、市民の血税から報酬を得ての活動・行動だろうか。疑念を持たざるを得なかった。

一方、ある議員は質問項目に対して詳細質問を明確にして、それぞれ調査分析、提言の検討はされているようだった。しかし、自分の知識の範囲外の提言は、各議員とも相当の努力を払わねばならないと思う。

それから議会運営について、ある議員が道路拡張の要望・進捗確認を行っていたが、XXX 号線、YYY 号線と市担当者と何度もやり取りしてお互いの認識合わせをしていた。土地勘のない傍聴者はどこか全く分からない状況だった（議員には資料が配られ分かっていたのか不明ですが)。市は情報化推進を行い、しもつけシティーガイドの地図を公開している。折角のこの地図をプロジェクターで映し出して､指摘したい場所を共有して議論することにより効率的な議会運営が可能と思われた。当日は２名の議員が欠席だった。質問した議員のうち１名の議員を除いて、他の議員は持ち時間を余していた。議会改革をやるようだが、形式だけの議会になっていないことを祈るばかりです。

緑４丁目　会田　功

■下野市独自に環境放射線量を測定

（6 月 16 日、全員協議会）

3 庁舎、各小中学校、保育所において定期的に環境放射線（γ腺）を測定する。（測定機器 Horiba RadiPA-1000）

《測定場所》

○市役所庁舎（環境課）：測定高さ　地上 50cm

国分寺庁舎東駐車場	毎日	測定時間
南河内庁舎南駐車場	土日祝日	午後 2 時
石橋庁舎東駐車場	を除く平日	〃 2 時 30 分

6 月 8 日～ 15 日の測定結果（単位:ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時）

国分寺庁舎	0.10 (6/8) ～ 0.09 (6/15)	最低値と最高値（測定日）
南河内庁舎	0.09 (6/8) ～ 0.11 (6/15)	
石橋庁舎	0.10 (6/8) ～ 0.12 (6/13)	

※国際放射線防護委員会（ICRP）が示す安全基準値

平常時	1 ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ／年以下
事故収束後の復旧期	1 ～ 20 ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ／年
緊急事態期	20 ～ 100 ﾐﾘｼｰﾍﾞﾙﾄ／年

から算定すると安全基準値は 1 ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ/時以下

○保育園･幼稚園（児童福祉課）：測定高さ地上 50cm

市立保育所５園	週１回	午後 2 時
私立保育園 4 園	測定器貸与を含め協議中	
私立幼稚園７園		

○小中学校（学校教育課）

各校庭中央にて、週 1 回、平日の午前 8 時に測定
測定の高さ：小学校　地上 50cm 、中学校　地上 1m

《測定結果の公表》

○下野市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　○データ放送（平日）　○広報しもつけ

■学校プールの水の放射線量測定

北部･東部･南部･中央部の各地域から 1 校のプールの水の放射線量を測定した。セシウム･ヨウ素共に不検出

■下水汚泥の放射線量測定

市内 8 箇所の農業集落排水事業汚水処理施設の汚泥についても今後測定する。

■上水道の放射線量測定　　　（水源は地下水）

震災後、定期的に測定実施。現在までに問題はない。

議会改革調査特別委員会から（5 月 10 日）

前年度に各議員から提案された 11 の検討項目のうち、前回の議会活性化調査特別委員会で検討した項目を除いた 8 項目について、議長から諮問された。

基本的に 8 項目、状況により削除された項目も含めて研究する。諮問項目は以下の通り。（次回は 7 月 15 日）

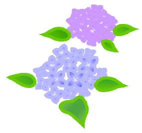
①行政視察の復命について ②市民からの意見聴取について ③審議会･委員会への委員選出方法と報酬のあり方について ④市民への議会活動報告義務について ⑤傍聴者への一般質問通告書（ｺﾋﾟｰ）配布について ⑥本会議等録画放映について ⑦議員定数と報酬について ⑧議会基本条例について

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【4月】3/30 ～ 4/17 議会報告 **No22** 編集･印刷作業
2 ・教育相談研修会(宇都宮市)
3 ・市Ｖ連南河内地区連絡会運営委員会
4 ・やよい会例会
5 ・日立市(母を送った)
8 ・**南河内第二中入学式参列**／市Ｖ連事務作業
10 ・市民農園利用者の会総会
12 ・**緑小入学式参列**
17・下野市九条の会総会／講演「平和のためにメディアの現場からできることは」毎日新聞記者明珍美紀さん
18 ・やよい会総会

19 ・**総務常任委員会**
20 ・市Ｖ連執行委員会
21 ・市Ｖ連事務作業
23 ・おもちゃの図書館総会(市Ｖ連)
24 ・市国際交流協会総会／つばさの会下野支部総会/自然に親しむ会総会
25 ・**議員全員協議会**
26 ・ふれあいサロン“陽だまり”総会(市Ｖ連)
・ルピナスさん会合
28 ・市Ｖ連理事会
29 ・市文化協会総会/講演･鈴木稔氏

【5月】

7 ・議会報告会
9 ・市Ｖ連総会資料作り
10 ・**議会改革調査特別委員会**
13 ・地域公共交通会議傍聴
14 ・市Ｖ連総会･講演「調和を目指して」田村友輝氏
17 ・**総務常任委員会**
20 ・**国民健康保険運営協議会**
21 ・自治体学会緊急フォーラム in 所沢「東日本大震災～自治体はどう立ち向かっていくか」(所沢市)
22・自治医大子ども医療センターボランティア「花咲 jii 」植付け作業／非核平和を進める下野市の会総会
24・ルピナスさん会合
25 ・市Ｖ連執行委員会/**議員全員協議会**
26 ・市Ｖ連研修部会
27 ・社会福祉協議会理事会／市川房枝記念会女性と政治センター「民主主義再生への挑戦―大災害の課題と住民パワー」宇野重規教授（東京）
28 ・**栃木県植樹祭**／教育相談研修会(宇都宮市)

29 ・下野市九条の会
31 ・市Ｖ連理事会

【6月】
1 ～ 16 日　**議会第2回定例会**
1,3,6,7,16 日　**本会議**(6 日　**村尾一般質問**)
6 日　**議員全員協議会**
8 日　教育福祉常任委員会傍聴
9 日　経済建設常任委員会傍聴
10 日　**総務常任委員会**　16 日　**議員全員協議会**
4 ・**祇園小運動会参観**／栃木ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ協会公開講座「違いを活かした授業実践」バーンズ･亀山静子氏(宇都宮市)
5 ・市民農園利用者の会除草作業･栽培講習会／とちぎ地域自治フォーラム学習会「自治体の偽装請負」尾林芳匡弁護士(宇都宮市)
11 ・都市問題公開講座「『消えた老人』はなぜ生まれるのか」宮台真司教授(東京)
12 ・**市体育祭ティーボール大会開会式**(別処山公園)/地方自治を学ぶ会公開学習会「真の議会改革とは―議会改革の基本と条例会のポイント―」廣瀬克哉教授(宇都宮市)
14 ・やよい会上映会「ミツバチからのメッセージ」
17 ～ 30　議会報告 No23 編集･印刷作業
18 ・**南河内第二中体育祭参観**/教育相談研修(宇都宮市)
22 ・被災地からの避難者交流会
23 ・市Ｖ連広報部会
26 ・男女共同参画とちぎ県民のつどい(宇都宮市)／議会だより原稿執筆
30 ・**国民健康保険運営協議会会長会議**(宇都宮市)

＊毎週月曜日午後は可能な限り「お茶の間健康クラブ(高齢者サロン)」の送迎ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ




～あれこれ～ ■**7 月 1 日**、電力制限令が発動された。このところの異常な気温や湿度の高さでは、我慢するにも限度がある。■省エネは古くて新しい永遠の課題。 知人は「先ずは自動販売機を廃止すべき」と言う。同感！完全撤廃は難しくても設置場所や数の制限は可能だろう。深夜営業時間の規制も求めたい。■便利さと効率性、経済活性化だけの視点で政治が行われてきた結果の現状だと思う。もっと自然の摂理にかなった、もっと人間性が尊重される社会であって欲しい。政治にはこうした倫理観や理念が重視されるべきだ。

■村尾太陽光発電所は我が家の消費電力のほぼ **50** ％以上を供給している。発電量はお天気次第。消費電力は二人家族としては非常に多いに違いない。パソコン･印刷機など事務機器がいくつか。節電対策はやはり扇風機利用と電気ポット時々休止か。

年	消費電力（Kwh）	発電電力（Kwh）	自給率（％）
H18	9,412	5,521	**58.6**
H19	8,854	6,038	**68.1**
H20	8,331	5,769	**69.2**
H21	9,235	5,610	**60.7**
H22	10,747	5,708	**53.1**
H23	7,317	3,433	**46.9**

➡ **1 ～ 6 月までの分**